

第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から8年度）の

介護保険料の所得段階と年間保険料額が決定

問 長寿支援課 ☎32-3042

介護保険は3年ごとに事業計画を見直し、介護保険料を設定します。令和6年度からの第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料は下記のとおりとなりますが、国の定める標準乗率及び基準所得金額の改正に伴い、これまでの所得段階区分9段階を13段階に改め、各段階の基準額に対する乗率及び所得金額が変更されております。

《仮徴収のお知らせ》

年金から介護保険料が引かれる特別徴収の人には、「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を4月中旬までに送付しています。なお、お届けしている通知書の保険料額は令和5年度の保険料段階をもとに算定したものです。令和6年度の年間保険料額は、令和5年度の所得及び市民税の課税状況等をもとに7月に確定し、あらためてお知らせします。

～保険料は所得に応じて決まります～

